

安全管理規程

石崎汽船株式会社

安 全 管 理 規 程

目 次

第 1 章	総則	A-1
第 2 章	経営トップの責務	A-3
第 3 章	安全管理の組織	A-5
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名等	A-5
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制	A-7
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限	A-8
第 7 章	安全管理規程の変更	A-9
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画	A-10
第 9 章	運航の可否判断	A-11
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達	A-12
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保	A-14
第 12 章	輸送施設の点検整備	A-16
第 13 章	海難その他の事故の処理	A-17
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査	A-19
第 15 章	雑則	A-20

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、当社全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
1	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、維持される状態
2	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
3	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
4	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
5	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
6	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する総括責任者
7	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
8	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務の内特定の職務を分掌する者
9	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
10	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
11	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
12	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者

1 3	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導の作業に従事する者
1 4	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
1 5	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
1 6	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
1 7	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
1 8	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
1 9	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。但し、港域が拡大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
2 0	入港	港の区域内において狭水路、湾、防波堤等の内部に進航すること
2 1	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」及び「入港（着岸）」を意味する
2 2	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
2 3	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。視程が方向によって異なる場合はその最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
2 4	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
2 5	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷梯、歩板、シッフランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む
2 6	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
2 7	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
2 8	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等、船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
2 9	車両	道路運送法車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
3 0	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって2輪のもの以外のもの

3 1	フェリー	旅客船兼自動車渡船をいう
3 2	波高	有義波高をいう
3 3	夜間航行	日没から日の出までの間（常用薄明時間を除く。）の航行

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の扱い、旅客への遵守事項の周知については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- （1）関係法令及び社内規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底
- （2）安全方針の設定
- （3）安全重点施策の策定及び確実な実行
- （4）重大な事故等に対する確実な対応
- （5）安全マネジメント態勢を確立し、実施、維持するために、かつ、輸送の安全

確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること

(6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 本 社	安全統括管理者	1名
	運航管理者	1名
	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	若干名
(2) 松山観光港支店	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	若干名
(3) 広島港代理店	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	1名
(4) 呉港代理店	副運航管理者	1名
	運航管理補助者	1名

2 本社、松山観光港支店（以下「観光港支店」という。）及び代理店の管理する区域は、次のとおりとする。

(1) 本 社	航路全域
(2) 観光港支店	航路全域
(3) 広島港代理店	広島港港域内
(4) 呉港代理店	呉港港域内

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の

選解任並びに代行の指名等

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理員の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
- 3 経営トップは安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
- 4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理員の中から運航管理者代行又は副運航者代进行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 統括管理者がその職務を執ることができない時は経営トップが職務をとるものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制にしななければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。

ただし、引き継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、自己の勤務する本社、観光港支店又は代理店の管理する区域内に船舶が就航する間は、原則として本社、観光港支店又は代理店に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該本社、観光港支店又は代理店の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。

ただし、引き継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理補助者が自動的に副運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は次のとおりとする。

- ① この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - ② 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - ③ 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものでない。

(副運航管理者の職務)

第19条 副運航管理者は、自己の勤務する本社、観光港店又は代理店の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の

管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達

- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取り扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における危険物その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (5) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸などの際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (6) 陸上施設の点検及び整備
- (7) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第 20 条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐し、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第 21 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第 1 項の発議があったときは、関係部（課）の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第22条 運航計画及び配船計画を作成又は改定する場合は、営業部の原案に基づいて船舶部が作成し運航管理者の安全上の同意を得て、船舶部長が決定する。

- 2 営業部は前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。

- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
- (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
- (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
- (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
- (5) 運航ダイヤ
- (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

第23条 配乗計画を作成又は改定する場合は、船員部が原案を作成し運航管理者の安全上の同意を得て、船員部長が決定する。

- 2 船員部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項について安全性を検討するものとする。

- (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
- (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗り組むこととなっていること。

(3) その他輸送の安全確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第24条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、営業部の原案に基づいて船舶部が作成し、運航管理者の安全上の同意を得て船舶部長が決定する。

配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、船員部が同様の措置を講じたのち、船員部長が決定する。

- 2 営業部、船舶部及び船員部は、計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航中止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第25条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認める時、又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置を取らなければならない。

- 2 船長は、運航の中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。但し、この協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 26 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ及び安全統括管理者の指示)

第 27 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合は、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 28 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 29 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報

- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他 航行の安全確保のために必要な事項

(船長の措置)

第31条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

ただし、(1)及び(2)については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終えたとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。

2 船長は、次に掲げる事項の把握に務め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 海上保安官署、航行中の他の船舶より得た運航に関する情報等
- (3) 障害物（浮流物）及び鯨類の目撃に関する情報
- (4) ((3)を除く) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 32 条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び船舶毎に作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 33 条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は、乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物の取り扱い)

第 34 条 危険物その他の旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 35 条 旅客の乗船及び下船、車両の積み込み、積み付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立ち入り制限)

第 36 条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者または、監視人以外の旅客が車両区域内に立ち入ることを禁止する措置を講じなければならない。

(1) 危険物積載車

(2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る）

(3) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）

2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立ち合わせるものとする。

（船内巡視）

第 37 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、すみやかに船長に報告するものとする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

第 38 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒の禁止）

第 39 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、当直を実施してはならない。

3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

第 1 2 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 40 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 41 条 船長は、次の設備、装備等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船 体
 - (2) 機 関
 - (3) 排水設備
 - (4) 操舵装置
 - (5) 係船設備
 - (6) 揚錨設備
 - (7) 救命設備
 - (8) 消防設備
 - (9) 通信設備
 - (10) 脱出設備
 - (11) 非常用警報装置
 - (12) 照明設備
 - (13) 航海用具
 - (14) 乗降用設備
 - (15) 放送設備
 - (16) その他（衛生設備・掲示板等）
- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む。）するものとする。
- (1) 異常のある箇所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置
 - (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある箇所及びその状況
- 3 運航管理者は前項の報告を受けたときは、直ちに船舶部に対し、当該状況を報告し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

(陸上施設の点検整備)

第 42 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日 1 回以上、次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）

- (2) 乗降用施設（可動橋、タラップ、人道橋等）
 - (3) 転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）
 - (4) 駐車場施設
 - (5) 船客待合所（消火器、掲示板等）
- 2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに船舶部に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、又は援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。ただし、運航管理者を通じて行うことでもよいものとする。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 45 条 運航管理者は、船長からの連絡によって事故の発生を知った時又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに安全統括管理者へ速報すること。

- 2 前項の措置は、47条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報すること。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講ずること。

(非常対策本部)

第 47 条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部の設置を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第 48 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、すみやかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第 49 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、すみやかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第 50 条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、船員部及び船舶部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

第53条 安全統括管理者又は運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとし、前条の操練と併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記 録)

第54条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備え付け)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）及び運航基準図を船舶、本社、観光港店及び代理店その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するためにそれぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報の伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへの直接上申する手段（目安箱・メール）等を用意する。
- 3 安全統括管理者は前項他により得られた安全にかかる意見の検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

- この規程は、平成18年12月 1日より実施する。
- この規程は、平成20年 2月 1日一部改定。
- この規程は、平成24年 3月 3日一部改定。
- この規程は、平成27年 4月 1日一部改定。
- この規程は、令和 元年10月 1日一部改定。
- この規程は、令和 元年11月 1日一部改定。

運 航 基 準

石崎汽船株式会社

運 航 基 準

目 次

第 1 章	目 的	B - 1
第 2 章	運航の可否判断	B - 1
第 3 章	船舶の航行	B - 3
別 図	運航基準図 (松山～広島航路)	
別 表	基準経路表 (松山～広島航路)	
別 図	高速船音戸瀬戸航行基準図	

運 航 基 準

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航地港内の気象・海象が、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名	船 種	風 速	波 高	視 程
各 航 路	フェリー	1.8 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下
各 港	高速船	1.5 m/s 以上	1.2 m 以上	800 m 以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

船 種	風 速	波 高
フェリー	1.9 m/s 以上	3 m 以上
高速船	1.8 m/s 以上	2 m 以上

- 3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

広島航路

発 航 港	発航港に近接した海域	船 種	視 程
松 山 港	松山港より頭崎に至る海域	フェリー 高速船	500m 以下 800m 以下
広 島 港	江田島、屋形石より広島港に至る海域		
呉 港	音戸瀬戸、小麗女島より江田島屋形石間		

- 4 船長は、前3項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、係船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

(高速船は除く)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は次に掲げるとおりである。

船種	風速	波高
フェリー	15 m/s 以上	2.0 m 以上
高速船	15 m/s 以上	1.5 m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行が可能と判断されるときは、この限りでない。

船種	風速	波高
フェリー	19 m/s 以上	3.0 m 以上
高速船	18 m/s 以上	2.0 m 以上

4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

船種	視程
フェリー	1000 m 以下
高速船	1500 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	船種	風速	波高	視程
各航路 各港	フェリー	18 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下
	高速船	15 m/s 以上	1.2 m 以上	800 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を検査簿、点検簿、航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめてもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が、甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間

- (5) 通行船舶、漁船等により通常、船舶が輻輳する海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) 鯨類が頻繁に出没（目撃）するため、減速、回避すべき海域（特に水中翼型超高速船運航事業者）
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり第1基準経路、第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は全航路とも次表のとおりとする。

名 称	船 種	使用基準
第1基準経路	全 船	周 年
第2基準経路	全 船	気象・海象(風速・波高・視程・潮流)等により船長が第2基準経路を航行することが適当と判断したときは、第2基準経路を航行することができる。

- 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合であって事前に協議できないときは、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該航路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は次表のとおりとする。

(1) フェリー

船名	速力区分	速力	毎分主機回転数
旭洋丸	最微速	8.2ノット	380rpm
	微速	9.7 "	462 "
	半速	11.6 "	544 "
	航海速力	14.5 "	715 "
	全速	15.8 "	787 "
翔洋丸	最微速	8.2ノット	380rpm
	微速	9.7 "	462 "
	半速	11.6 "	544 "
	航海速力	14.5 "	715 "
	全速	15.7 "	787 "

(2) 高速船(宇品航路)

船名	速力区分	速力	毎分主機回転数
SeaMAX	最微速	7.0ノット	600×2基
	微速	16.0 "	1415× "
	半速	24.0 "	1790× "
	航海速力	27.0 "	2045× "
	全速	34.0 "	2250× "

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び運航基準図に記載の海域を航行するときは、甲板上にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船舶は、各港棧橋附近及び狭水路は、適宜減速して航行しなければならない。
特に定められた港内及び狭水路の航行は次のとおりとする。

(1) 松山観光港

- ① フェリーは大型フェリー船社との協定書を遵守する。
- ② 宇品航路の高速船は九十九島と興居島間を航行する。

(2) 音戸瀬戸

- ① 音戸瀬戸を通過しようとするときは、音戸瀬戸南口灯浮標及び音戸瀬戸北口灯浮標を常に左に見て航行するとともに、この区間は減速して航行しなければならない。
- ② 高速船の音戸瀬戸航行は、別に定める高速船音戸瀬戸航行基準及び音戸瀬戸航行基準図による。

(通常連絡)

第11条 船長は、航行中通報を必要とする場合は、すみやかに運航管理者又は関係港の副運航管理者に連絡をしなければならない。

特に次の状況にある場合は、遅滞なく連絡するものとする。

(1) 航海中に次の遅れが生じた場合

- ①フェリー 15分以上
- ②高速船 10分以上

(2) 気象・海象が悪化し適当な措置を講じたとき

(3) 気象・海象が悪化し航行の中止が予想される場合

(4) 気象・海象が僚船の運航を困難にすると考えられるとき、又は、附近海上の状況が事前に通報を必要とされる事象にあるとき。

(5) 航海中に乗客又は乗組員が発病、負傷等、人身異常が生じた場合。

(6) 船体、機関等の不調が考えられ、又は発見したとき。

- 2 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と(副)運航管理者の連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社、観光港支店	原則として携帯電話 メール
	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する代理店	携帯電話
緊急の場合	本社及び、観光港支店	携帯電話
	最寄の代理店	携帯電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

(1) 松山港附近

由良湾・堀江湾

(2) 広島湾附近

江田内・呉港外

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
- 3 (副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況を(副)運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）より500m以上手前等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

これは短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更等の協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。

附 則

この基準は、平成18年12月 1日より実施する。

この基準は、平成20年 2月 1日一部改定。

この基準は、平成25年12月 1日一部改定。

この基準は、令和 元年10月 1日一部改定。

この基準は、令和 2年 8月 1日一部改定。

この基準は、令和 7年12月19日一部改定。

この基準は、令和 8年 3月 9日一部改定。

作 業 基 準

石崎汽船株式会社

作 業 基 準

目 次

第 1 章	目 的	C-1
第 2 章	作業体制	C-1
第 3 章	危険物等の取り扱い	C-2
第 4 章	乗下船作業	C-3
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	C-8
別 紙	船内巡視要領 (フェリー・高速船)	

作業基準

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の作業に対する要員は次の通りとして、その配置別紙に定める。

(1) フェリー

陸上作業（※陸上作業については、下記を基準として運用を別途定める。）

①乗下船する車両の誘導	車両誘導係	1名
②乗下船する旅客の誘導	旅客係	1名
③可動橋等陸上岸壁施設の操作	可動橋運転係	1名
④船舶の離着岸時の綱取り、綱放し	綱取係	2名
⑤乗船待機中の旅客及び車両の誘導	駐車場整理係	1名
⑥人道橋施設の操作	操作係	1名

船内作業

①乗下船する車両の誘導	車両誘導係	2名
②乗下船する旅客の誘導	旅客係	1名
③航走旅客の誘導	保安係	2名
④固縛装置の取付、取り外し	固縛係	2名

(2) 高速船

陸上作業

①乗下船する旅客の誘導	旅客係	1名
②タラップの架設及び取り外し		1名
③船舶発着時の綱取り及び放し		2名

船内作業

①乗下船する旅客の誘導	作業係	1名
②げん門作業及び安全監視		2名

- 2 乗組員以外の者が船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、(副) 運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上作業における次の作業を行う。

- ①乗船待機中の旅客及び車両の整理
- ②乗下船する旅客及び車両の誘導
- ③船舶の離着岸時の綱取り、綱外し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- ④その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- ① 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積み付け
- ② 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- ③ その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取り扱い

(危険物の取り扱い)

第5条 危険物船舶運送及び貯蔵規則第3条1項に掲げる危険物は、原則として取り扱いをしないものとする。

1. 火薬類
2. 高圧ガス
3. 腐食性物質
4. 毒物

5. 放射性物質等

C - 2

6. 引火性液体類

7. 可燃性物質類

8. 酸化性物質類

9. 有害性物質

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取り扱いは、次によるものとする。

(1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申し込みがあったときは、直ちに、(副)運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。

(2) (副)運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を附して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、(副)運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を(副)運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ち旅客及び車両の整理)

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

2 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先地別に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。

3 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認めら

れるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転

C-3

者に積付けの是正又は再固縛も若くは増固縛をおこなわせる。

点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載者については特に留意するものとする。

- 4 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。

- 2 乗船開始前に、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアを含む。以下同じ。）及びタラップもしくは人道橋を架設する。
- 3 船内作業指揮者は、可動橋およびタラップもしくは人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は旅客を乗船口から船内に誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数を（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、(副)運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始合図を受けた後、陸上の車両誘導員に車両の積込みを開始するよう指示する。

- 2 陸上の車両誘導員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内車両誘導員に当該車両の誘導を引き継ぐ。この場合乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキ掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
- 3 船内車両誘導員は、乗船した車両の中に燃料漏れのを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとりものとする。
- 4 船内車両誘導員は、陸上の車両誘導員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ客室に移動しつつある乗車人（以下「航走旅客という。）の安全に充分注意しなければならない。
- 5 保安係員は、航走旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け）

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
- 2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。
 - (1) 運転者に対してエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
 - (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキを掛けたことのアンサーバックを求めることを確実にする。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中作業のため車両区域に立ち入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲で当該作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取り付け作業等)

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 2 船長は航行中に気象・海象の状況により必要があると認めるときは、船内作業指揮者に対し、車両について車止めの増強、固縛装置の取り付け、オーバーラッシング等の実施を指示する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積み込みが終了したときは車両誘導員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨連絡する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。
- 3 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。
- 4 船内作業指揮者は、車両の積み込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定めるミキサ車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 5 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮してタラップもしくは人道橋を外す。
- 6 船内の旅客係員は、タラップもしくは人道橋が取り外された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 7 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載者車両数

(2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況(車種、人員等)

C-6

(離岸作業)

第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルの備え付けてある港ではベルを鳴らさせる)とともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取り係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取り係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第14条 船内巡視は、船内巡視要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合当該事項を含む。)を船長又は当直者に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第15条 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取り作業、可動橋およびタラップもしくは人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸作業を行う。

(着岸作業)

第16条 陸上作業指揮者は、綱取り係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。
この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第 17 条 船長及び(副)運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう

C-7

係留方法並びに可動橋及びタラップもしくは人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第 18 条 船長は、車両にオーバーラッシング及び固縛措置を施している場合は、入港に先立ち適切な時期に船内作業指揮者にそれ等の取り外しを指示する。

- 2 船内作業指揮者は、車両にオーバーラッシング及び固縛装置を施している場合、前項の指示を受けたときは作業係を指揮して取外す。
- 3 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
- 4 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入り口を解放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、タラップもしくは人道橋を架設し、舷門を開放する。
- 5 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、作業係員を指揮して車両の車止めを取外す。
- 6 船内作業指揮者は船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け舷門にあつてタラップもしくは人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、可動橋およびその附近の状況に異常のないことを確認した後通

行止めをとぎ、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。

C-8

- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了したことを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないよう誘導する。
- 6 船内車両誘導員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示および運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。
- 7 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業を指揮して可動橋およびその附近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第 21 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、作業員を指揮して通行を遮断する。

- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、そ旨及び異常の有無を、それぞれ（副）運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第 22 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び（副）運航管理者にその旨を報告する。

- 2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、（副）運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
- 3 船長及び（副）運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

第 23 条 （副）運航管理者は、乗船待ち旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 車両は、乗下船時、徐行すること。

C-9

(3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割り込まないこと。

(4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。(夜間)

(5) 車両甲板における喫煙その他火気の取り扱いは禁止されていること。

(6) 車両甲板は、航行中、立ち入りが禁止されていること。

(7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。

(8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第24条 船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

(1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項

(2) 救命胴衣の格納場所、着用方法

(3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

(4) 車両区域内における注意事項

(5) 病気、盗難が発生した場合の乗組員への通報

(6) 高速航行中におけるシートベルトの着用(シートベルト設置船舶に限る)

(7) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に前各号の事項を掲示しておかなければならない。

附 則

この基準は、平成18年12月 1日より実施する。

この基準は、平成20年 2月 1日一部改定。

この基準は、平成24年 1月 4日一部改定。

この基準は、令和 5年 月 4日一部改定。

事故処理基準

石崎汽船株式会社

事 故 処 理 基 準

目 次

第 1 章	総 則	D-1
第 2 章	事故発生時の通報	D-1
第 3 章	事故の処理等	D-4
第 4 章	非常対策本部の設置	D-6
別 表 1	官公署連絡表	D-10
別 表 2	医療機関連絡表	D-11

事故処理基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故等の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天による運航の阻害。
- (4) 強取(乗っ取り)殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したも
のから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

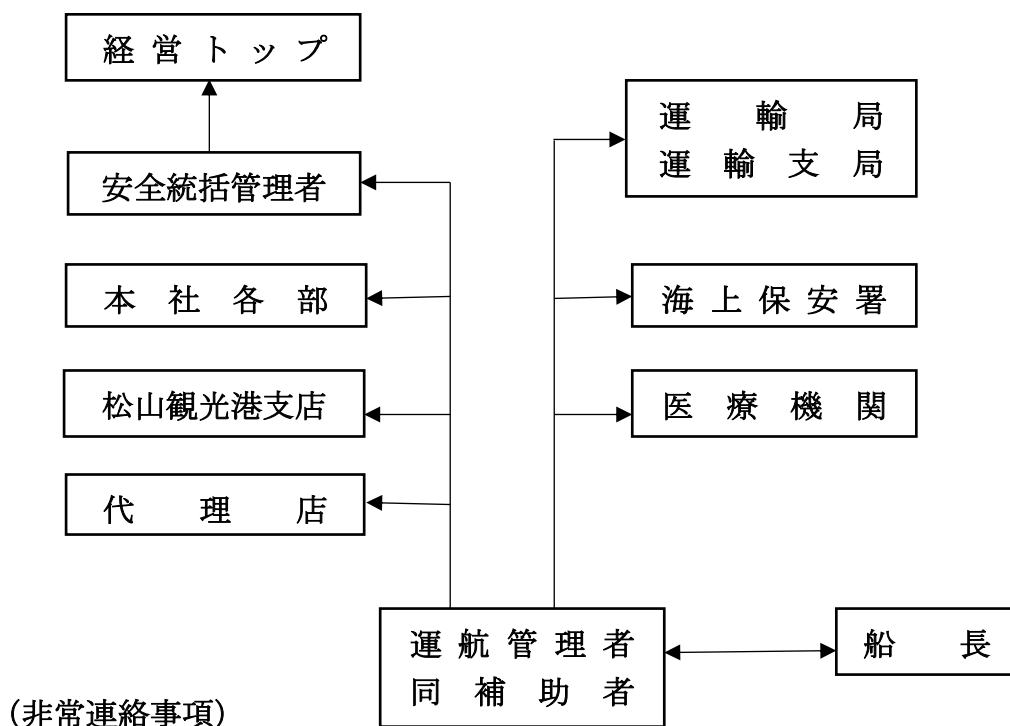
2 船長の海上保安官署への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公

署連絡表」により最寄りの海上保安官署に行うものとする。

D-1

- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAX・メール含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお非常連絡事項を記載した報告様式（FAX・メール）を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表



第5条 事故等が発生した場合の連絡等は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名
- ②日時
- ③場所
- ④事故の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類		連絡事項
a	衝突事故	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器、車両の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、雇船者、船主・船長名（できれば住所、連絡先）・・・船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）・・・船舶衝突の場合
b	乗揚げ事故	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸の関係等） ②船体周囲の水深、低質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④船体、機器、車両の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災事故	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器、車両の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水事故	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器、車両の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人障害、暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が兇器を所持している場合は、その種類数量等

		⑥措置状況
--	--	-------

D - 3

f	人身事故(行方不明を除く)	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が発生した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずるべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

①被害者に対する早急な救護

D - 4

②不法行為者の隔離又は監視

③連絡方法の確立

④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止

⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って関係者に 通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析

(2) 海上保安官署への救助要請

(3) 行方不明者への捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船などの手配

(4) 必要人員の派遣及び物資の補給等

(5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言

(6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置

(7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次表のとおりとする。

事故処理組織表



- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引き継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師との連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

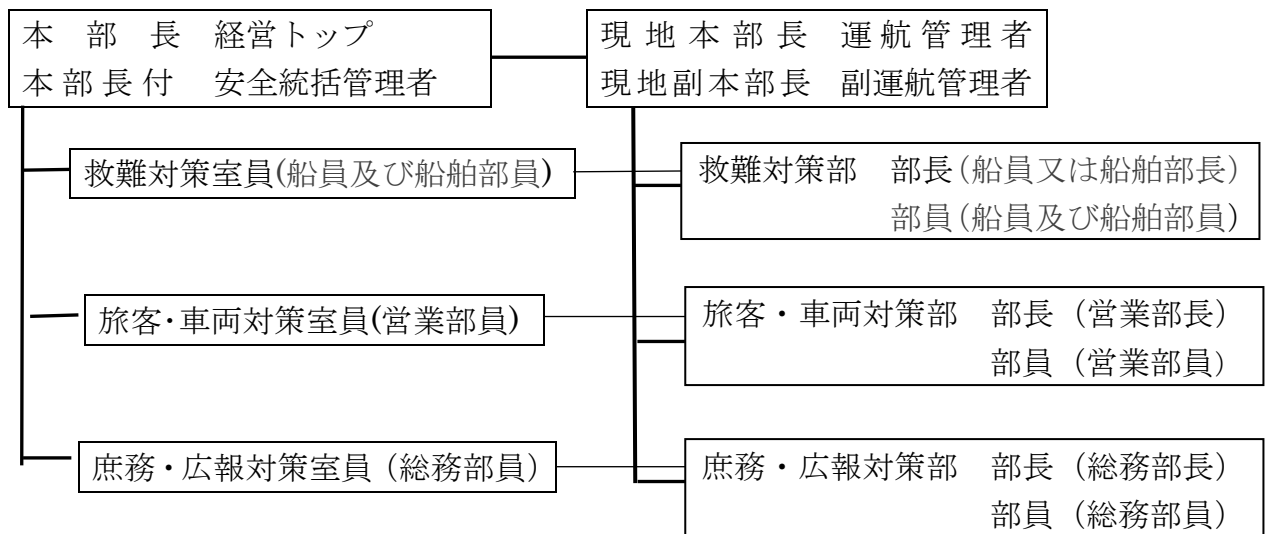
事故調査委員会

委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	営業部長 船員部長 船舶部長 副運航管理者

第 4 章 非常対策本部の設置

(組織及び編成)

第 12 条 非常対策本部（現場重点処理）の組織及び編成は、次表のとおりとする。
 ただし、本社重点処理の場合は、本表に準じて編成替えをし、事態によっては実情に即した編成をすることができる。



(職務の分掌)

第 13 条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 本社本部員の職務

本 部 長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理全般を統轄し、本部員を指揮監督する。
本部長付	本部長付は、本部長の定める事故処理業務の基本方針に従い、本社事故処理業務を調整し、本社対策室員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合はこれを代行する。
対策室員	各対策室員は、本部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

(2) 現地本部員の職務

現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業
-------	--

	務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
--	------------------------------

D - 7

現 地 副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い各部の事故処理業務を調整し、部下、職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮を取れない場合は、その職務を代行する。
現 地 対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進行状況について本部長に報告する。
現 地 対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

(3) 各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ①事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集の分析及び整理に関すること。 ②救難計画の立案及び実施に関すること。 ③船長への連絡及び指示に関すること。 ④関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤その他救難に必要な事項に関すること。 ⑥各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。 ⑦被害者の近親者等への事故報告の提供に関すること
旅客・車両 対策部	<ul style="list-style-type: none"> ①旅客名簿の作成に関すること。 ②被害者の身元の確認及び被害者名簿の作成に関すること。 ③被害者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ④死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑤被害者及び被害者の近親者の世話に関すること。 ⑥欠航便の旅客処理に関すること。 ⑦運賃の払い戻しに関すること。 ⑧旅客に係る補償に関すること。 ⑨その他旅客対策に関すること。 ⑩車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関すること。 ⑪車両、貨物、手小荷物及び郵便物の損傷並び紛失の状況の把握に関すること。 ⑫車両、貨物、手小荷物及び郵便物の引渡しに関すること。 ⑬車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関すること。 ⑭その他貨物対策に関すること。

庶務・広報 対策部	<ul style="list-style-type: none">①対策本部の編成に関し社内への周知及び本部の設営に関する事。②見舞い及び弔意に関する事。③本部の経理に関する事。④本部要員の健康管理に関する事。⑤その他庶務に関する事。⑥報道関係者への事故の提供及び便宜供与に関する事。⑦その他事故に係る広報に関する事。
--------------	--

官 公 署 連 絡 表

地区名	官 公 署 名	所 在 地	電 話 番 号
高 松	四国運輸局	高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1191
松 山	四国運輸局 愛媛運輸支局	松山市森松町1070番地	089-956-9954
広 島	中国運輸局	広島市中区上八丁堀6-30 広島港湾合同庁舎4号館	082-228-3434
呉	中国運輸局 呉海事事務所	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎	082-322-2520
広 島	第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸3丁目10 広島港湾合同庁舎	082-251-5111
松 山	松山海上保安部	松山市海岸通り2426-4 松山港湾合同庁舎	089-951-1197
広 島	広島海上保安部	広島市南区宇品海岸3丁目10 広島港湾合同庁舎	082-253-3111
呉	呉海上保安部	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎	082-321-0110

医療機関連絡表

★救急車 119番 (松山西消防署 089-951-0894)

地区名	病院名	所在地	電話番号
松山	済生会松山病院	松山市山西町880-2	089-951-6111
広島	県立広島病院	広島市宇品神田1丁目5	082-254-1818
呉	中川病院	呉市中通り1-3-16	0823-22-2510

海上保安部救急電話海の緊急電話 118番

松山海上保安部 089-951-1197
 広島海上保安部 082-253-3111
 呉海上保安部 0823-21-0110

附 則

この基準は、平成18年12月 1日より実施する。
 この基準は、平成20年 2月 1日一部改定。
 この基準は、平成25年12月 1日一部改定。
 この基準は、平成27年 4月 1日一部改定。

地震防災対策基準

石崎汽船株式会社

地震防災対策基準

目次

第1章	総則	E-1
第2章	防災体制及び情報伝達	E-2
第3章	点検及び整備	E-2
第4章	船舶の運航中止及び非難等	E-2
第5章	教育、訓練及び広報	E-4

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 松山～広島航路

第2章

防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

- 2 (副) 運航管理者又は防災対策部長と船長との連絡は、携帯電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船

待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

E-1

- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾設備の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

- 2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
- 3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第 11 条 第 10 条の規程に従い運航を中止した時点において、着棧中の場合は安

E-2

全を確認し、旅客の取扱い（乗下船の必要性等。以下同じ。）を判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、旅客を下船させたうえ、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)または(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね松山港沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害の恐れのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 広島港又は呉港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 津波警報等が発令されていないこと。

ロ 海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

- (3)係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 12 条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の非難が必要とされるときは、避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第 13 条 船長は、第 11 条により避難した場合は、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第 14 条 第 11 条による避難を行う場合は、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。

- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効

の変化のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認

E-3

の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。

- (3) 錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸張、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により、運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により、旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。

この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発生後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、船員部及び船舶部と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

E - 4

(6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

(1) 地震等に関する情報の収集、伝達

(2) 従業員、旅客等の避難に関する事項

(3) 旅客に対する広報

(4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 営業部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

第 1 2 条関係 別紙

旅 客 の 避 難 要 領

「旅客の避難について」

① 高浜港

津波の襲来が予想される場合、迅速に旅客を招集した後、松山観光港ターミナル2階へ速やかに誘導避難する。

この時、誘導員はハンドマイク及びラジオを携帯することとする。

第 1 3 条関係 別紙

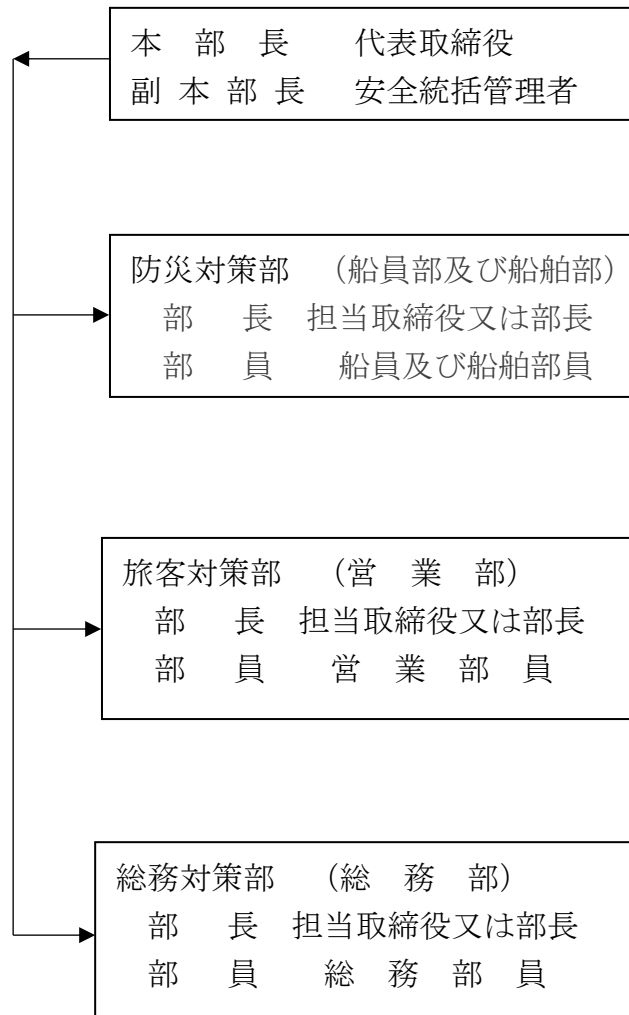
防災対策実施状況通報機関一覧表

連絡先	電話番号
四国運輸局（海上安全環境部）	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 1
四国運輸局 愛媛運輸支局	0 8 9 - 9 5 6 - 9 9 5 4
松山海上保安部	0 8 9 - 9 5 1 - 1 1 9 7
松山西警察署	0 8 9 - 9 5 2 - 0 1 1 0
松山西消防署	0 8 9 - 9 5 1 - 0 8 9 4
松山市消防局 防災対策課	0 8 9 - 9 2 6 - 9 1 2 5
松山市空港港湾課	0 8 9 - 9 4 8 - 6 4 9 1
松山市港務所	0 8 9 - 9 5 1 - 2 1 4 8
愛媛県松山地方局 建設第 1 課	0 8 9 - 9 4 1 - 1 1 1 1
済生会松山病院	0 8 9 - 9 5 1 - 6 1 1 1
松山市消防局救急指定病院 案内	0 8 9 - 9 2 5 - 6 6 3 3
四国旅客船協会	0 8 7 - 8 5 1 - 6 8 7 8
愛媛県旅客船協会	0 8 9 - 9 5 1 - 0 1 2 8
松山観光港ターミナル株式会社	0 8 9 - 9 6 7 - 6 6 6 7

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部

本 社



* 支店対策員は本社各対策部の部員として支援に当たる。

別図 2

1、地震防災対策組織の要員の職務

(1) 本社地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
本 部 長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本 部 長 付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、支店等での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	1、地震等に関する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2、使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村等による避難の指示等の状況を調査する。 3、船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりるとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	1、乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2、市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。
総務対策部長	1、地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2、社壁その他の使用施設の防災措置を行う。
各 部 員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

(2) 支店地震防災対策員の職務

支店の地震防災対策員は地震防災の規模等により本部各対策部に配属する。

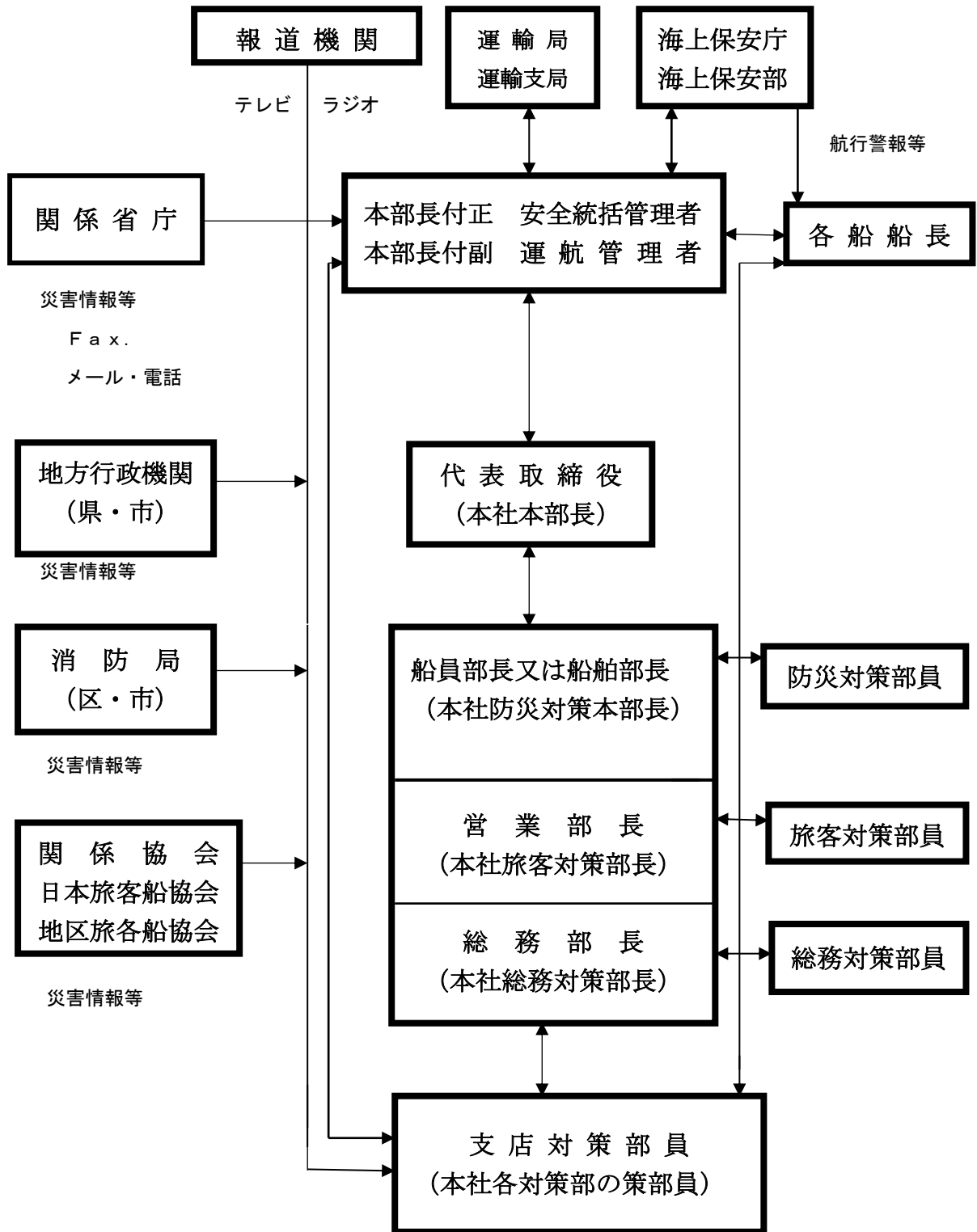
- 2、対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は支店に集合するものとする。
- 3、本社本部長又は支店本部長が不在又は連絡不能であつてその職務を遂行できない場合には第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、

業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

E-9

別図3

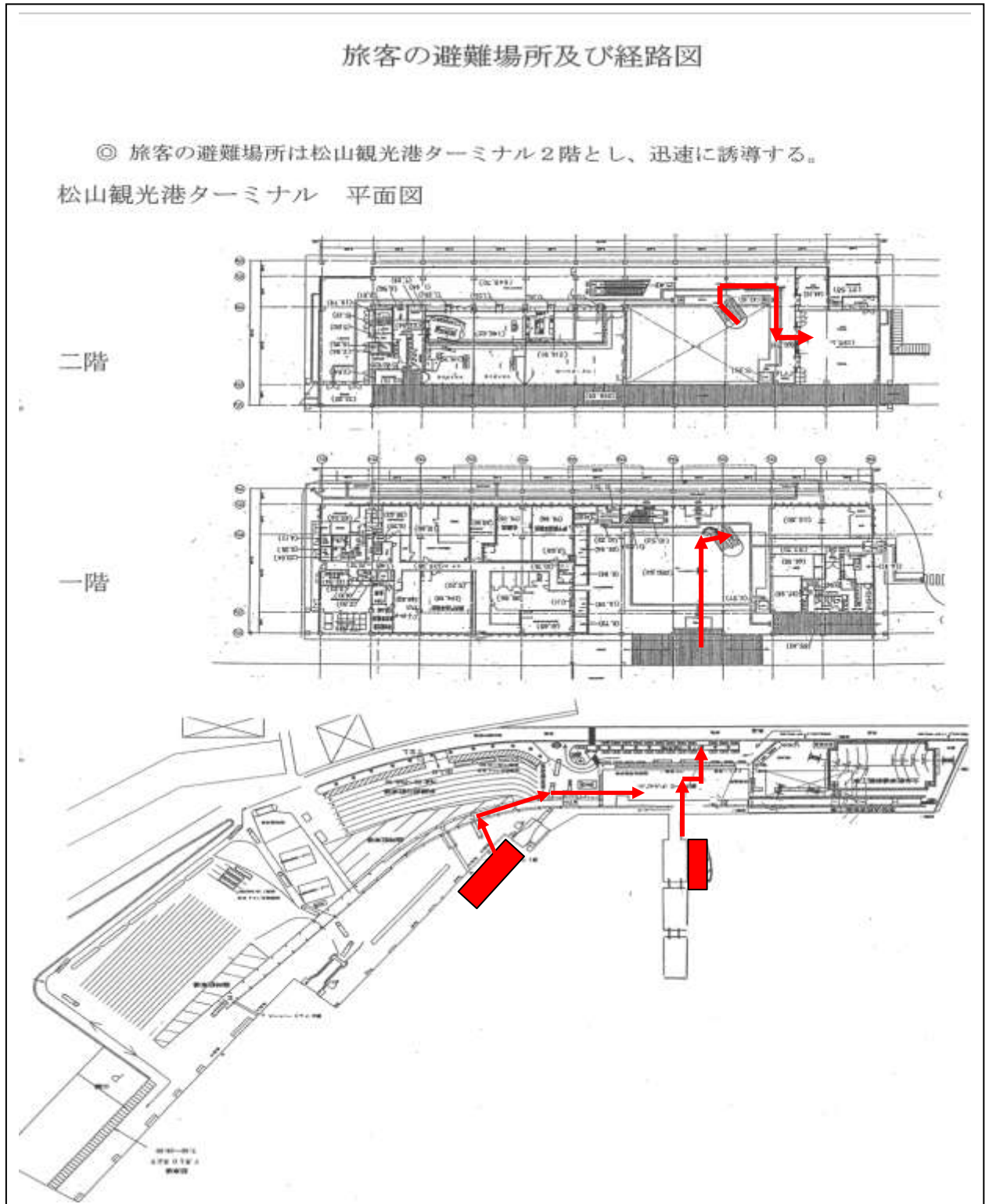
情報の伝達経路



旅客の避難場所及び経路図

◎ 旅客の避難場所は松山観光ターミナル2階とし、迅速に誘導する。

松山観光港ターミナル 平面図



E-5

E-11

注意；呉港 旅客の避難場所及び経路図関係図面
(頁E・12・13・14・15・16)は別資料

地震防災対策基準（南海トラフ地震に関する基準）

送付先市町村一覧表

市長村名	担当部署	電話番号
松山市	総合施策部 危機管理担当 部長付	089-948-6815
呉市	消防局 警防課 危機管理室	0823-26-0315
広島市	消防局 防災課	082-546-3446

附則

この基準は、風水害、原子力災害、国民保護法及び新型インフルエンザ対応業務計画等の対応に準用する。

この基準は、平成20年 2月 1日より実施する。

平成25年12月 1日一部改定。

平成26年 7月28日一部改定。

平成26年 9月 1日一部改定。

平成27年 4月 1日一部改定。

平成29年12月 1日一部改正。

令和1年10月17日

四国運輸局長 殿

住所 松山市高浜町5丁目2259-1
松山観光港ターミナル内
氏名又は名称 石崎汽船株式会社
代表者名 代表取締役 清水 一郎

安全管理規程設定（変更）届出書

このたび、安全管理規程を設定（変更）したので、海上運送法の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 事業の種類（※該当するものに○をつける）

<input type="radio"/>	一般旅客定期航路事業（法第3条第1項）
	特定旅客定期航路事業（法第19条の3第1項）
	人の運送をする貨物定期航路事業（法第19条の5第1項）
<input type="radio"/>	人の運送をする不定期航路事業（法第20条第2項）
	旅客不定期航路事業（法第21条第1項）

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

松山市高浜町5丁目2259-1 松山観光港ターミナル内
石崎汽船株式会社 代表取締役 清水 一郎

3 変更後の安全管理規程の実施予定期日

令和元年11月1日

4 変更した事項（新旧の対照を明示）

別紙新旧対照表のとおり

5 変更を必要とする理由

① 走錨対策に係る安全管理規程の改正による

- ② 飲酒対策通達に係る安全管理規程の改正による
- ③ 人の運送をする不定期航路事業の運航基準変更

添付書類 設定（変更）した安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む）

令和1年10月17日

四国運輸局長 殿

住所 松山市高浜町5丁目2259-1
松山観光港ターミナル内
氏名又は名称 中島汽船株式会社
代表者名 代表取締役 清水 一郎

安全管理規程設定（変更）届出書

このたび、安全管理規程を設定（変更）したので、海上運送法の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 事業の種類（※該当するものに○をつける）

<input type="radio"/>	一般旅客定期航路事業（法第3条第1項）
	特定旅客定期航路事業（法第19条の3第1項）
	人の運送をする貨物定期航路事業（法第19条の5第1項）
<input checked="" type="radio"/>	人の運送をする不定期航路事業（法第20条第2項）
	旅客不定期航路事業（法第21条第1項）

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

松山市高浜町5丁目2259-1 松山観光港ターミナル内
石崎汽船株式会社 代表取締役 清水 一郎

3 変更後の安全管理規程の実施予定期日

令和元年11月1日

4 変更した事項（新旧の対照を明示）

別紙新旧対照表のとおり

5 変更を必要とする理由

走錨対策に係る安全管理規程の改正及び飲酒対策通達に係る安全管理規程の改正に伴う

添付書類 設定（変更）した安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む）